

平成30年第1回定例会（5月11日）

農林水産委員会提出資料  
（所管事項関係）

平成30年5月11日

農 林 水 産 部

# 目 次

- 1 米穀不適正会計問題に係る J A 秋田おぼこからの報告について [農業経済課] ----- 1
- 2 今冬の大雪等による農業被害状況について [水田総合利用課] ----- 6

# 1 米穀不適正会計問題に係る J A 秋田おぼこからの報告について

農業経済課

農業協同組合法第93条第1項に基づき平成30年2月6日付けで、J A 秋田おぼこ（以下「J A」という。）に対し報告を求めていた事項について、5月2日に報告があった。その概要は次のとおりである。

## 1 経緯

2月6日 県の行政処分

J A に対し、事実関係及び発生原因、損失処理の方法、再発防止策、役職員の責任及び処分の方法、経営改善計画等に関する報告徴求を文書で通知（報告期限3月20日）

2月24日 「米穀事業に関する役員責任等第三者調査委員会」を設置（弁護士3名、公認会計士1名）

3月20日 J A が県に対し、報告期限の延期を要請  
・ 事実関係及び発生原因、再発防止策、経営改善策の骨子等（5月2日まで）  
・ 経営改善策（経営改善計画）、役職員の責任及び処分の方法（6月中～下旬）

4月26日 理事会（経営改善方針等を決定）

5月2日 理事会（第三者委員会調査結果の報告等）

## 2 報告の概要

### (1) 第三者委員会の調査結果

#### 1) 共同計算赤字について

##### ① 収支差額（赤字）

- 各年産別の収支差額を集計した結果は、約56億円の赤字であった。

内 容	金 額	備 考
平成22年産米以前の収支差額	△1,623,195,653円	精算済み
平成23年産米に係る収支差額	△923,174,819円	精算済み
平成24年産米に係る収支差額	△1,771,837,461円	精算済み
平成25年産米に係る収支差額	△658,889,819円	未精算
平成26年産米に係る収支差額	△202,733,839円	未精算
平成27年産米に係る収支差額	△380,306,199円	未精算
平成28年産米に係る収支差額	△37,265,744円	未精算
合 計	△5,597,403,534円	

##### ② 発生原因

- 仮渡金の過払い、精算までの期間の長期化による経費の増加等によると思料される。

- ・ 実態は赤字であったにもかかわらず、黒字の精算書を作成し確定させるなど、収支計算を適切に行わなかったことで、組合員に対する還付請求の機会及び複数年共計において吸収する機会が失われたため赤字の収支差額が発生したものであり、その原因は次によると考える。

- |                                 |                                    |
|---------------------------------|------------------------------------|
| (i) 共同計算における収支管理に係る問題意識の欠如      | ※ 共同計算に係る収支管理の認識が不十分、各年産米の精算が不適切 他 |
| (ii) 共同計算における収支管理に係る内部統制の不備     | ※ 収支予測の報告に関する定めがないなど規定の不備・不足 他     |
| (iii) 共同計算における収支管理に係る内部統制の運用の失敗 | ※ 各年産米の収支予測の検討が理事会等においてなされていない 他   |
| (iv) 米穀課における多忙な業務等              | ※ 取扱量の増加に伴う業務の増加、人員不足、電算システムの欠如 他  |

- ・ 収支差額発生为背景的事項として、多額の仮渡金の支払いは、前組合長の独断ともいふべき判断によりなされたと思料されるが、一方で理事会等の機能不全がもたらした一面もあり、多額の損害の発生は、本質的にガバナンス機能を担う理事の責任であるといえる。

### ③ 損害

- ・ 平成24年産米以前の収支差額については、当時の担当課長らが前組合長の指示に基づき、収支赤字の実態を隠蔽し、精算を行ったことにより、仮渡金の過払分を組合員に還付請求する機会等が失われた結果、J Aの損害となった。

内 容	金 額
平成22年産米以前の収支差額	△1,623,195,653円
平成23年産・24年産米に係る収支差額	△2,695,012,280円
合 計	△4,318,207,933円

- ・ 平成25年産米以降の精算は終了しておらず、現時点では翌年産以降の収支において吸収することから、J Aの損害とならない。

内 容	金 額
平成25年産から28年産米に係る収支差額	△1,279,195,601円

### ④ 役員(民事責任)の責任

- ・ 平成23年産米と24年産米については、それぞれの直接販売開始の理事会決議日から最終精算の理事会承認日まで在籍した理事及び監事が、内部統制を整備しない任務懈怠により損害を発生させたと言えることから、その間に在籍した全ての理事及び監事に損害賠償責任が認められる。

※ 平成23年産米：平成23年8月25日～平成26年6月25日

平成24年産米：平成24年8月27日～平成29年3月30日

- ・ 平成16年産米から22年産米については、16億円余りの赤字が生じているものの、各年度毎の収支が明らかでなく、任務懈怠と損害に因果関係を認めることができないことから、責任を問うことが困難である。

(刑事責任)

- ・ 刑法、農業協同組合法、その他の刑罰法規が定める構成要件に該当する事実が認められず、刑事責任を負う役員はいない。

## 2) A社に対する債務残高（未収金）について

### ① 未収金の額

- ・ J Aの資料に基づく未収金残高は12億5,632万1,649円であるが、現在もJ AとA社において、未収金の正確な金額の確定に向けて調査を行っている。

### ② 発生原因

- ・ 遅くとも平成24年頃から、取引に関して作成されるべき「荷渡承認書」が意図的に作成されておらず、その結果、適切な未収金管理が行えず、A社に対する多額の未収金残高が生じたものである。
- ・ また、A社からの入金の一部が滞っていることを認識しながら取引を継続したことにより、未回収金額が増加することとなり、多額の未収金残高が生じたと思料される。

### ③ 損害

- ・ A社に対する未収金の正しい額は確定しておらず、任意に回収できる蓋然性が存在するため、現時点では損害が発生したと断定することはできない。

### ④ 役員の責任

(民事責任)

- ・ 取引金額に応じて役員の決裁を要する荷渡承認書を用いることを制度化しているなど、適切な内部統制の基本方針を定めており、理事会の構成員たる理事については職務懈怠は認められない。
- ・ 職制規程上、米穀課の担当理事である常務理事、代表理事専務は、荷渡承認書制度に関する内規違反がないか、職員らを適宜調査確認し、違反発覚の場合は是正措置をとる義務を負うが、当時の常務理事、代表理事専務は全く確認しておらず、任務懈怠が認められる。
- ・ 代表理事組合長については、内規違反等の有無を代表理事専務や常務理事に確認すべきであり、確認していないとすれば任務懈怠といえるが、前組合長は今年1月に逝去されヒアリングができないため、責任の有無は判断できない。

(刑事責任)

- ・ 刑法、農業協同組合法、その他刑罰法規が定める構成要件に該当する事実が認められず、刑事責任を負う役員はいない。

### 3) 役員の見直し

- ・ J Aの正組合員は、正組合員の5分の1の連署をもって、その代表者に役員の見直しを請求できるが、組合と役員との関係は委任契約であり、組合には役員の見直しを行う権限はない。
- ・ また、本件はJ A中央会における指導指針である「不祥事にかかる懲罰指針」の取り扱い対象となるが、本指針における役員の見直し処分（辞任、報酬返上が基本）は第三者が決定するものではなく、あくまでも役員本人の判断が基本であるので、本報告書の内容を十分に検討し、各自で判断していただきたい。

## (2) 再発防止策について

### 1) 米穀販売事業の見直し

平成29年産米より J A直接販売を見直し、全農委託販売とすることで、代金回収、未収金管理、入出庫管理等の業務上のリスクを解消 等

### 2) 理事会及び監事におけるガバナンス機能の発揮

理事会を構成する 一定の理事及び監事に特定の要件を満たす独立社外理事または独立社外監事等の経営の専門家や有識者を採用するなど、J Aの経営に関する監視・監督機能の強化策を検討 等

### 3) 役員におけるコンプライアンス意識の醸成

事業の有効性・効率性及び不正の予防・早期発見に資する 役員の見直しコンプライアンス意識の醸成のための教育を実施 等

### 4) その他

監査員の増員による内部監査体制を強化 等

## (3) 経営改善方針（平成30年度から34年度）

部門・場所別の収支状況の分析等に基づき、事業及び業務体制を見直し、収支構造の抜本的改善に努めることで、平成29年度末6%台の自己資本比率を、早期に8%以上へ引き上げ、平成34年度末までに経営の健全化を果たす。

具体的には、組合員の理解を得ながら、複数年共同計算からの補填や剰余金の活用を図ることに加え、各事業の徹底した効率化等により、経営改善に必要な利益を安定的に確保し、共同計算赤字の解消に努める。

## 1) 米穀販売事業

- ① 「秋田おぼこ米」の販売先、販売量の確保による有利販売の実現
- ② 複数年共同計算からの赤字補填
  - ・ 精算金の一部を共同計算赤字に補填
  - ・ 独自の奨励金、加算金の見直し

## 2) 事業収益の改善

- ① 販売・購買手数料、施設利用料、検査手数料の見直し
- ② 集出荷所等の施設集約による合理化の促進 等

## 3) 管理費の削減

- ① 役員報酬の削減、役員退職慰労金不支給
- ② 職員給与・役職手当の削減、賞与不支給、昇級停止 等

## 4) その他

- ① 支店・営農センターの統廃合の検討
- ② 役員協力金の要請
- ③ 資本（出資金）の増強
- ④ 子会社への協力要請 等

## 3 今後のスケジュール

- |           |  |
|-----------|--|
| 5月中旬～（随時） | 理事会、各種委員会等の開催 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 役員の処分、協力金の協議、具体の経営改善計画の検討等</li></ul> |
| 6月上旬～中旬   | 地区総代協議会（14カ所）  |
| 6月下旬（予定）  | J A通常総代会（平成29年度決算ほか）   |
| 6月中～下旬    | 県への報告 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営改善策（経営改善計画）、役職員の責任又は処分の方法</li></ul>        |

## 4 県の対応

1月中旬から県職員2名を派遣し、事実確認を行うとともに、経営改善計画等についてアドバイスを実施してきた。

今後とも国の指導を仰ぎながら、J A秋田中央会や農林中金等と連携し、実現可能性の高い経営改善計画の策定と、計画の着実な遂行に向けた指導を行う。

## 2 今冬の大雪等による農業被害状況について

水田総合利用課

### 1 被害状況

今冬の大雪等による農業被害額は約6億円で、その内訳は、パイプハウスやぶどう棚の倒壊等の栽培施設被害が約3.2億円、枝折れや野鼠の食害による果樹の樹体被害が約2.7億円であった。

#### (1) 被害額 599,073千円

- 農作物 7,868千円（菌床しいたけ、ほうれんそう等）
- 果樹の樹体 273,360千円（うち 野鼠被害 136,645千円）
- 栽培施設等 317,845千円（うち ぶどう棚 70,714千円）

#### (2) 被害の内訳

振興局	被害額 (千円)	被害の内訳						
		農作物 (千円)	果樹の 樹体 (千円)	栽培 施設等 (千円)	パイプハウス		ぶどう 棚 (ha)	その他 (棟)
					全半壊 (棟)	ビニール破損等 (棟)		
鹿角	9,294	87	6,097	3,110	3 (2)	—	—	—
北秋田	4,262	—	—	4,262	—	2 (2)	—	2
山本	10,422	—	—	10,422	4 (2)	64 (27)	—	4
秋田	6,881	—	—	6,881	3 (2)	84 (84)	—	2
由利	32,341	125	7,198	25,018	3 (1)	10 (4)	0	13
仙北	89,529	3,466	2,947	83,116	74 (63)	36 (32)	2	10
平鹿	313,350	2,644	190,658	120,048	40 (36)	—	39	8
雄勝	132,994	1,546	66,460	64,988	56 (47)	109 (109)	2	65
計	599,073	7,868	273,360	317,845	183 (153)	305 (258)	43	104

※パイプハウスの（ ）：園芸用ハウスで内数

※その他：比内地鶏ハウス、農舎、畜舎、葉たばこ施設等

### 2 復旧に向けた対応状況

- 被害を受けた農家が営農意欲を失うことのないよう、現在、国や県の事業を活用し、施設の復旧や果樹の改植等を支援する手続きを進めている。

- 果樹については、個々の被害程度に応じ、枝の切り戻し等による樹体修復や、殺鼠剤による野鼠の密度低減対策を進めており、作業はほぼ終了している。

今後は、病虫害防除等の栽培管理指導を徹底するとともに、被害程度が大きく、衰弱や枯死が想定される木の改植を支援していく。

(主な事業の対応状況)

支援内容	事業名	対応状況
栽培施設等の復旧	産地活性化総合対策事業 (国)	5月中旬を目処に国へ申請
	経営体育成支援事業 (国)	国へ事業要望を提出済み(4/20)
	農業夢プラン応援事業 (県)	国庫事業対象外について随時受付
果樹の改植	果樹産地再生支援対策 (国)	随時受付
	農業夢プラン応援事業 (県)	国庫事業対象外について随時受付

【参考】

1 野鼠被害の特徴



りんご若木の被害 (平鹿地域)

(発生状況)

- ・積雪の多い県南部を中心に、樹皮の食害が発生
- ・りんごの幼木や若木で被害が多い傾向
- ・地際部の樹皮や根の食害が大きいと枯死

(原因)

- ・根雪が早く殺鼠剤の散布が十分できなかったこと
- ・積雪が多く野鼠から樹体上部も食害されたこと など

2 近年の雪害の状況

(単位：千円)

年度	被害額	被害の内訳		
		農作物	果樹の樹体	農業施設
H22	5,828,657	13,952	3,786,168	2,028,537
H25	1,788,046	119,570	1,117,980	550,496
H26	464,652	4,433	222,530	237,689
H29	599,073	7,868	273,360	317,845